

紀美野町農業委員会委員候補者募集要領

紀美野町農業委員会に欠員が生じたことから、つきましては、次のとおり紀美野町農業委員会委員候補者を募集します。

1. 募集人数

1 名

2. 任用期間

任命の日から令和 9 年 8 月 31 日まで

3. 身分

紀美野町の特別職の非常勤職員

4. 職務内容

- (1) 毎月の総会及び必要がある場合に最適化推進会議への出席
 - ・農地法に係る農地の権利移動、農地転用の許可、違反転用等への対応
 - ・農用地利用集積計画の承認
 - ・農地利用最適化の推進に関する施策の意見の決定
- (2) 農地等の利用の最適化の推進
 - ・農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
 - ・農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消
 - ・新規参入の促進活動
- (3) その他、調査・情報提供活動への協力、研修会へ出席していただく場合もあります。

5. 委員報酬

委員：年額 120,000 円

※活動実績により加算額支給される事があります。

(総会出席や現地調査等は必須業務であるため加算額支給の対象となりません)

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当しないもの。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

7. 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入・押印の上、（３）の添付書類を添えて、紀美野町農業委員会事務局へ持参又は簡易書留郵便にて郵送（当日消印有効）してください。尚、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

（１）推薦及び応募様式

推薦・応募の種別	様式
①農業者等（個人）が推薦する場合	様式第１号
②法人又は団体が推薦する場合	様式第２号
③応募する場合	様式第３号

（２）様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、下記のホームページからもダウンロードできます。

窓 口	所在地	電話番号
紀美野町農業委員会事務局 （紀美野町役場本庁産業課内）	〒640-1192 紀美野町動木 287 番地	073-489-5901

開庁時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなっております。

※土曜、日曜及び祝日は除きます。

○紀美野町ホームページ

<http://www.town.kimino.wakayama.jp/>

（３）添付書類

ア 被推薦者又は応募者の住民票（発行後 3 ヶ月以内のもの）

イ 被推薦者又は応募者が認定農業者（農業経営改善計画認定申請書提出済みの者（以下「認定申請中の者」という。）を含む）である場合は、経営改善計画認定書等の認定農業者であることを証明する書類の写し。ただし、認定申請中の者については、紀美野町農業委員会委員候補者評価委員会の開催日前日までに経営改善計画認定書等の認定農業者であることを証明する書類の写しを提出して下さい。

8. 受付期間

令和 7 年 7 月 1 日（火曜日）から令和 7 年 7 月 25 日（金曜日）（土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで）の間に紀美野町農業委員会事務局へ持参又は簡易書留郵便にて郵送（当日消印有効）してください。尚、提出された推薦申込書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間終了日以降に紀美野町のホームページ等により公表します。

9. 選定方法

提出された推薦・応募申込書の内容等をもとに、紀美野町農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、評価を行います。尚、評価にあたっては、紀美野町の農業の状況を理解し、今後の紀美野町

の農業の発展に資する方、及び農地利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であることを重視し、農業委員の年齢や性別に著しい偏りがないよう、地域の代表性についても考慮して選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

結果については、推薦代表者又は応募者に文書により通知します。

10. 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合わせ先

〒640-1192

紀美野町動木 287 番地

紀美野町農業委員会事務局（紀美野町役場本庁 1 階産業課内）

電話：073-489-5901（直通） FAX：073-489-2510

※土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

11. その他

受付期間の中間及び期間終了後に、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに、紀美野町のホームページ等で以下の内容を公表します。（法第 9 条第 2 項）

- （1）推薦者（個人）については氏名、性別、年齢及び職業
- （2）推薦者（法人又は団体）については、名称、代表者又は管理人の氏名、活動目的、構成員の数及び構成員の資格・要件
- （3）被推薦者又は応募者の氏名、性別、年齢、職業、経歴及び農業経営の状況
- （4）推薦又は応募の理由
- （5）推薦者が被推薦者を紀美野町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が紀美野町農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- （6）被推薦者の数及びそのうちの認定農業者数（認定申請中の者を含む）等の数
- （7）応募者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数